

環境保健行政について

平成21年1月15日

環境保健部

国連環境計画における国際的な水銀対策に関する検討の動向について

1. 国連環境計画における国際的な水銀対策に関する検討

- 国連環境計画（UNEP）では、平成13年より、地球規模での水銀汚染に関する活動（UNEP水銀プログラム）を開始。
- 19年2月、ナイロビで開催された第24回UNEP管理理事会では、水銀の世界的な需給と貿易に関する報告書等が提出され、議論の結果、水銀対策のための条約策定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループ（アドホック公開作業グループ（OEWG））の設置等の決定が採択された。
- この決議を受けて開催された第1回OEWG会合（19年10月、於：タイ）及び第2回OEWG会合（20年10月、於：ケニア）を通じ、
 - ① 今後国際的に実施すべき対策の包括的な枠組みに含まれる要素として、水銀供給の削減、製品及び製造プロセスにおける水銀需要の削減等のリストアップを行うとともに、
 - ② 今後の包括的枠組みの選択肢として、新規の独立した条約の策定及び自主的取組の促進の2つに絞り、その内容とそれぞれの得失をまとめた。
- OEWG会合の結果は、21年2月に開催される第25回UNEP管理理事会に報告され、同管理理事会において報告に基づく決定がなされる予定。

2. 我が国の水銀使用等の現状及びスタンス

（1）我が国の水銀使用等の現状

- 現時点では水銀の国内鉱出ではなく、すべての国内需要について廃棄物・鉱滓からの回収によって対応。
- 塩素アルカリ工業等産業における水銀使用工程及び農薬等への使用についてはすでにプロセス及び製品代替措置済み。また、水銀の代替が不可能な電池・電球等の製品に含まれる水銀については、世界的に見ても最小量のみを使用。これらにより、国内需要は、昭和39年のピーク時（約2500トン）から大幅に減少（2005年、約10トン）。
- 鉱滓及び電池・電球等の廃棄時から回収される水銀は、年間約90トン程度。

国内需要は約 10 トン程度であり、余剰を国外に輸出。

- 平成 17 年度の各種統計及びヒアリング結果等から、我が国からの年間の水銀の大気への排出量は 22~31 トン程度、公共用水域への排出量は 0.3 トン程度と見積もられている。

(2) 我が国のスタンス

- 水俣病経験国として、世界各国における水銀対策の強化を歓迎。
- 水銀汚染の世界的広がり及び途上国における排出の伸び等を念頭に置けば、これら国際的な対策は、途上国も含めたできる限り多くの国及び多様な主体の参加の下に進められるべきであり、多くの国の参加を可能とするような枠組みが必要。
- 条約等法的拘束力のある文書及び自主的取組の選択については、まず、国際的な水銀管理のために必要な対策の内容を議論することが必要。対策の内容が、国際的な法的拘束力を必要とすると十分認識されるものかどうかを精査し、法的拘束力のある文書で対応すべき内容と自主的取組で対応可能な内容について整理し、それぞれについて相応の文書の形態を取る混合型を志向。
- 一方、一般的に、文書の作成及び採択には時間を要する。このため、現実的には、まず、各国の自主的取組によって、水銀使用量の削減や途上国への技術支援を進め、並行して法的拘束力のある文書の検討を進める必要がある。

※各国のスタンス

欧州、アフリカ、中東欧、小島嶼国等は法的拘束力のある文書の策定を支持。米、中、印、アルゼンチン等は自主的取組の推進を支持。

小児環境保健に関する取組みについて

1. 事業の概要

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかとの懸念があり、環境中の有害物に対する小児の脆弱性について国内外で大きな関心が払われている。

「小児の環境保健に関する懇談会」における提言（平成 18 年 8 月）を受け、環境省では小児環境保健に関する重点プロジェクト研究を実施している。

懇談会における提言を受け、環境省では「出生コホート（追跡）調査」を実施することとなり、平成 19 年 10 月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討を進めている。今後、調査手法について詳細に検討し、2年間のフィージビリティスタディ（予備調査）を経て、平成 22 年度より本格調査を開始する予定である。

2. 事業計画

○小児環境保健に関する重点プロジェクト研究の推進

- ・小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発
- ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
- ・小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンキングの確立
- ・小児環境保健に関する福祉施策の研究（人文科学研究）
- ・小児環境保健のリスクコミュニケーションに関する実践的研究

○小児を取り巻く環境と健康との関連性における疫学調査の実施

（子どもの健康と環境に関する全国調査）

- ・20 年度～21 年度 フィージビリティスタディ（予備調査）の実施及び詳細な調査手法の検討

※H21 年度追加項目：専門家による検討の結果、本格実施前に、小児の心身発達チェックの予備調査、分析機関間の精度管理の実施が必要

- ・22 年度～「出生コホート（追跡）調査」本格実施開始

3. 施策の効果

子どもの発育に与える環境要因が明らかとなれば、情報提供を通じて、適切なリスク管理体制の構築（自主的取組、審査基準、環境基準等への反映）へつながる。

水俣病対策の現状について

1. 最高裁判決後の認定申請者・新保健手帳申請者数等の状況について

① 最高裁判決後の公健法認定申請者数（未処分者数）

6,233 件（11月30日現在）

② 新保健手帳の交付状況

19,788 件（11月30日現在）

③ 現在係属されている損害賠償請求訴訟の状況

17年10月 不知火患者会訴訟（原告）1,542人（被告）国・熊本県・チッソ

19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）17人（被告）国・新潟県・昭和電工

19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ

※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

④ 関係県市の認定審査会の審査状況

・熊本県 19年3月に再開、以後19年5月、19年7月に開催

・鹿児島県 20年12月に再開（1回限り）

・新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月に開催

2. 水俣病問題の取組の現状について

① 新たな救済策の検討

与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（園田博之座長）において、平成19年10月26日に「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」が取りまとめられ、現在、被害者団体や原因企業であるチッソ（株）の理解と合意を求めているところ。

② 水俣病発生地域の地域づくり対策

水俣病被害者、ご家族、地域住民が安心して暮らしていくよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）を推進しているところ。

石綿健康被害救済制度の運用状況と課題への対応について

1. 石綿健康被害救済法に基づく認定の状況について

(平成 20 年 11 月 30 日現在)

(独)環境再生保全機構

	中皮腫	肺がん	計
療養者	1,525	368	1,893
施行前死亡者遺族	1,963	110	2,073
計	3,488	478	3,966

2. 石綿健康被害救済法改正の概要（環境省関係）（平成 20 年 12 月 1 日施行）

（1） 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

療養開始日から医療費・療養手当を支給する。

※ ただし、遡及は認定申請から 3 年前まで

※ 医療費等が特別遺族弔慰金等に満たない場合は、差額を救済給付調整金として支給する。

（2） 制度発足後における未申請死亡者の扱い

ア. 請求可能期間

支給の請求可能期間を死亡から 5 年とする。

イ. 未申請死亡者への救済給付内容

特別遺族弔慰金等（約 300 万円）を支給する。

（3） 制度発足前死亡者の特別遺族弔慰金等の請求期限

法施行日から 6 年間（平成 24 年 3 月 27 日まで）に延長する。

3. 石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会について

（1） 開催目的

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）においては、同法の施行（平成 18 年 3 月 27 日）後 5 年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うこととされている。

この一環として、石綿による健康被害に係る医学的事項について、専門的見地から検討を行うため、環境保健部長の招集により、本検討会を開催する。

本検討会で得られた結論を基に、必要に応じて、中央環境審議会において、具体的な制度化等に係る検討を行う。

(2) 主な検討事項

- ① 非腫瘍性石綿関連疾患（石綿肺等）について
 - ・疾病の概念、発生しうる集団、発生頻度等
 - ・特発性間質性肺炎等との鑑別
 - ・仮に石綿肺を指定疾病に加えた場合の判定基準に係る課題
- ② 指定疾病（中皮腫、肺がん）の判定方法等の検証について
- ③ その他

(3) 進捗状況

第1回検討会 10月21日（火）

第2回検討会（症例検証） 11月11日（火）

第3回検討会（症例検証） 12月21日（日）

第4回検討会 年度内開催予定

※平成21年度秋頃を目途に報告書をとりまとめ